様式第六（第４条第１項関係）

認定供給等事業計画の変更申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第８条第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（注）法第 11 条第２項の規定による措置を希望する場合にあっては以下についても記載すること。
（１）港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表１。
（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表２。
（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表３。
（注）法第 11 条各項の規定による措置を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。
（１）法第 11 条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第３条の４第１項各号（技術基準対象施設（港湾法第 56 条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号）に掲げる書類（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
（２）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改

良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

（別表１）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第 38 条の２第１項〔第１号・第２号・第４号〕の施設の〔建設・改良〕
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の〔建設・改良〕の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

（別表２）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	〔工場・事業場〕の〔新設・増設〕
〔工場・事業場〕の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積	
〔工場・事業場〕の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画	別紙１のとおり
〔工場・事業場〕の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	別紙２のとおり
〔工場・事業場〕の〔新設・増設〕の工事の開始及び完了の予定期日	
〔工場・事業場〕に係る事業の開始の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第３号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

別紙１

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

１　搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

２　搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

（備考）

１．貨物の量の概計は、通常の１年間の貨物の量の概計を記載すること。

２．港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

３．「輸送に関する計画」の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

４．貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙２

廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

１　廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

２　その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

（備考）

１．廃棄物の量の概計は、通常の１年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

２．廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

（別表３）

港湾法の特例措置（法第 11 条第２項関係）

変更する事項	港湾法第 38 条の２第２項｛第２号・第３号・第４号｝
変更の内容	
変更に係る工事の開始及び完了の予定期日	
変更を必要とする理由	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第 38 条の２第４項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。

３．変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。